

\*ホームページ公開にあたって、白紙のページは削除しています。

このため、ページ番号が抜けている箇所がありますが、落丁ではありません。

平成22年度

## 行政監査結果報告書

私法上の債権管理について

平成23年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成22年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成23年2月17日

新宿区監査委員	繁 田	勝 男
同	布 施	一 郎
同	山 岸	美佐子
同	くまがい	澄 子

# 目 次

## I 監査の概要

第1 監査のテーマ	1
第2 監査の趣旨	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の対象部局	1
第5 監査の期間	1
第6 監査の方法	1
第7 監査の着眼点	2

## II 私法上の債権の概要

第1 私法上の債権の概要	3
1 地方公共団体の債権とは	3
2 債権の種類	3
3 公法上の債権と私法上の債権の違い	3
4 監査対象債権	4
第2 監査対象債権の状況	6
1 発生から消滅までの流れ	6
2 申請手続きの状況	8
3 収入状況の推移	8
4 未収金の推移	9
5 未収金の債権別状況	10
6 納付意識向上への取組み状況	12
7 時効の管理状況	12
8 納入方法	12
9 違約金の取扱い状況	13
10 債権回収の状況	13
11 強制執行の状況	15
12 所管課の債権管理体制	15
13 不納欠損の状況	16
第3 債権管理委員会	18
1 役割	18
2 委員の構成	18
3 事務処理の流れ	18
4 分類状況	20

Ⅲ	監査の結果	
第1	総括意見	23
第2	着眼点別意見	24
Ⅳ	おわりに	29
	別表(1～4)	
別表1	監査委員による質問実施状況	31
別表2	監査対象債権の概要一覧	32
別表3	平成21年度末未収金発生時期一覧	34
別表4	平成22年度債権分類総括表	36

# I 監査の概要

# I 監査の概要

## 第1 監査のテーマ

私法上の債権管理について

## 第2 監査の趣旨

私法上の原因（契約等）に基づいて発生する債権（以下「私法上の債権」という。）は、当該債権に係る法令等により管理されているが、その中で今回監査の対象とした債権についてはこれらに加え、新宿区の債権の整理に関する条例（平成14年新宿区条例第9号）及び新宿区の債権の整理に関する条例施行規則（平成14年新宿区規則第39号）に基づき管理されている。しかしながら、これらの債権の平成21年度における収入未済額は3億5,297万円余に上っており、また、不納欠損額は83万円余となっている。

収入未済額は、区の財政運営上においても、また、適正に納付している区民と滞納者との負担の公平性という観点からも見過ごすことができない。そのため、公法上の原因（行政処分等）に基づいて発生する債権（以下「公法上の債権」という。）である特別区税、国民健康保険料及び介護保険料は、平成16年度後期の行政監査（「収入未済について」）において検証した。

そこで、今年度は後期の行政監査において、私法上の債権について取り上げ、その実態を把握し、発生から消滅まで適正かつ効率的・効果的に処理が行われているかを検証した。

## 第3 監査の対象

新宿区の債権の整理に関する条例施行規則第2条各号に掲げる貸付金等に係る債権（同条第2号から第6号まで及び第8号に掲げる債権を除く。）

## 第4 監査の対象部局

区長室、総務部、福祉部、子ども家庭部、健康部、都市計画部及び教育委員会事務局

## 第5 監査の期間

平成22年10月1日（金）から平成23年2月8日（火）まで

## 第6 監査の方法

総務部契約管財課及び監査の対象である貸付金等に係る債権を所管している課に対し、調査票及び関係書類の提出を求めて書面監査を行うとともに、必要に応じ関係職員への質疑による方法で行った。

なお、過去5年間の収入状況等の推移に基づき、監査の対象とした債権の平

成 21 年度の管理状況を検証するとともに、新宿区債権管理委員会（以下「債権管理委員会」という。）による直近の債権分類状況について検証した。

## 第 7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 債権の発生から消滅に至るまでの手続きは適正に行われているか。
- (2) 未収金を発生させない取組みが適切に行われているか。
- (3) 未収金の徴収努力は効率的かつ効果的に行われているか。

## Ⅱ 私法上の債権の概要



## II 私法上の債権の概要

### 第1 私法上の債権の概要

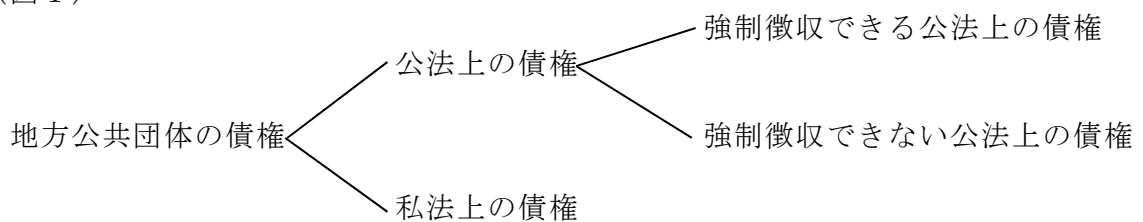
#### 1 地方公共団体の債権とは

地方公共団体の債権は、地方自治法（以下「自治法」という。）第237条第1項に公有財産、物品及び基金とともに地方公共団体の財産として規定されている。また、自治法第240条第1項において、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利とされている。

#### 2 債権の種類

地方公共団体の債権には、公法上の債権と私法上の債権がある。公法上の債権は、租税債権及び地方税の滞納処分の例により強制徴収できるものと、地方税の滞納処分の例によることができないものとの分類される。地方公共団体の債権の分類は図1のとおり。

(図1)



#### 3 公法上の債権と私法上の債権の違い

公法上の債権と私法上の債権には、主に発生原因、時効期間、消滅等において違いがある。

公法上の債権と私法上の債権の違いの詳細は表1のとおり。

(表1) 各債権比較表

	公 法 上 の 債 権		私 法 上 の 債 権
	強 制 徴 収 で き る 公 法 上 の 債 権	強 制 徴 収 で き な い 公 法 上 の 債 権	
発生原因	行政処分等	行政処分等	契約等
不服申立て	可	可	不可
督促の根拠	自治法第231条の3第1項	自治法第231条の3第1項	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「自治令」という。）第171条
督促の効果等	時効中断の効果（自治法第236条第4項）	時効中断の効果（自治法第236条第4項）	時効中断の効果（自治法第236条第4項）
	督促手数料等徴収可（自治法第231条の3第2項）	督促手数料等徴収可（自治法第231条の3第2項）	督促手数料等徴収不可
強制執行	滞納処分（地方税法（昭和25年法律第226号））	訴えの提起等訴訟手続きによる（自治令第171条の2）	訴えの提起等訴訟手続きによる（自治令第171条の2）
時効期間	原則5年（自治法第236条等）	原則5年（自治法第236条等）	1年、2年、3年、5年、10年等（民法（明治29年法律第89号）第167条から第174条まで、商法（明治32年法律第48号）第522条等）
消滅	時効期間の経過により消滅（自治法第236条第2項）	時効期間の経過により消滅（自治法第236条第2項）	時効の援用、債権放棄等により消滅

#### 4 監査対象債権

新宿区では、平成14年に私法上の債権の適正な管理を行うことを目的として「新宿区の債権の整理に関する条例」（以下「債権の整理に関する条例」という。）及び「新宿区の債権の整理に関する条例施行規則」（以下「債権の整理に関する条例施行規則」という。）を制定した。債権の整理に関する条例及び債権の整理に関する条例施行規則に基づき管理する債権は、18の私法上の債権とした。そのうち6債権については、平成22年4月1日現在制度自体が廃止となり、債権もすべて消滅しているため、監査対象から除外した。監査対象とした債権は表2のとおり。

(表2) 監査対象債権一覧

(平成21年度末現在)

債 権 の 種 類	所 管 課	時 効 期 間	保 証 人 又 は 連 帯 保 証 人 の 有 無	債 権 の 額
新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年新宿区条例第25号）に基づく災害援護資金貸付金（以下「災害援護資金貸付金」という。）	区長室 危機管理課	10年	連帯保証人	1,304,240 (1,304,240)
新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和62年新宿区条例第13号）に基づく国民健康保険高額療養費資金貸付金（以下「国民健康保険高額療養費資金貸付金」という。）	健康部 医療保険年金課	10年	無	98,000 (0)
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく一般被保険者第三者納付金（以下「一般被保険者第三者納付金」という。）	健康部 医療保険年金課	3年（ただし、自賠責保険に係る債権は事故発生日が平成22年3月31日以前の場合は2年）	無	0 (0)
新宿区生業資金貸付条例を廃止する条例（平成14年新宿区条例第13号）による廃止前の新宿区生業資金貸付条例（昭和29年新宿区条例第13号）に基づく生業資金貸付金（以下「生業資金貸付金」という。）	福祉部 地域福祉課	10年	連帯保証人	234,445,784 (0)
新宿区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成14年新宿区条例第14号）による廃止前の新宿区女性福祉資金貸付条例（昭和50年新宿区条例第12号）に基づく女性福祉資金貸付金（以下「女性福祉資金貸付金」という。）	子ども家庭部 子どもサービス課	10年（ただし、商事債権については5年）	保証人	56,032,103 (35,647,184)
新宿区母子福祉応急小口資金貸付条例を廃止する条例（平成14年新宿区条例第15号）による廃止前の新宿区母子福祉応急小口資金貸付条例（昭和40年新宿区条例第8号）に基づく母子福祉応急小口資金貸付金（以下「母子福祉応急小口資金貸付金」という。）	子ども家庭部 子どもサービス課	10年	無	3,721,500 (0)
新宿区立住宅管理条例（平成9年新宿区条例第25号）及び同条例による廃止前の新宿区営住宅条例（平成7年新宿区条例第27号。以下「旧区営住宅条例」という。）に基づく区営住宅使用料（以下「区営住宅使用料」という。）	都市計画部 住宅課	5年	連帯保証人	7,380,090 (0)
新宿区立住宅管理条例及び同条例による廃止前の新宿区立区民住宅条例（平成4年新宿区条例第57号。以下「旧区民住宅条例」という。）に基づく区民住宅使用料（以下「区民住宅使用料」という。）	都市計画部 住宅課	5年	連帯保証人	49,748,730 (0)
新宿区立住宅管理条例及び同条例による廃止前の新宿区立ちづくり事業住宅条例（平成6年新宿区条例第37号。以下「旧事業住宅条例」という。）に基づく事業住宅使用料（以下「事業住宅使用料」という。）	都市計画部 住宅課	5年	連帯保証人	1,358,300 (0)
新宿区立住宅管理条例、旧区営住宅条例、旧区民住宅条例及び旧事業住宅条例に基づく区立住宅共益費（以下「区立住宅共益費」という。）	都市計画部 住宅課	5年	連帯保証人	3,249,800 (0)
新宿区立住宅管理条例、旧区営住宅条例、旧区民住宅条例及び旧事業住宅条例に基づく区立住宅修繕費（以下「区立住宅修繕費」という。）	都市計画部 住宅課	5年	連帯保証人	4,722,874 (0)
新宿区奨学資金貸付条例（昭和44年新宿区条例第30号）に基づく奨学資金貸付金（以下「奨学資金貸付金」という。）	教育委員会 事務局 教育政策課	10年	連帯保証人	127,142,580 (99,273,120)

※債権の額は、納期未到来債権の額及び未収金の額（収入未済額に限る。）の合計をいう。

※債権の額の欄の括弧内は、納期未到来債権の額（未収金の額については、表5を参照）

※区営住宅使用料等については、公の施設の使用料に当たるとして公法上の債権とする見解もある。しかし、公営住宅の使用関係について、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはない（最高裁判所判例昭和59年12月13日第一小法廷判決・民集第38巻12号1411頁）とされているため、区では、区営住宅使用料等を私法上の債権として位置付けている。

※監査対象債権の概要については、巻末別表2 監査対象債権の概要一覧を参照

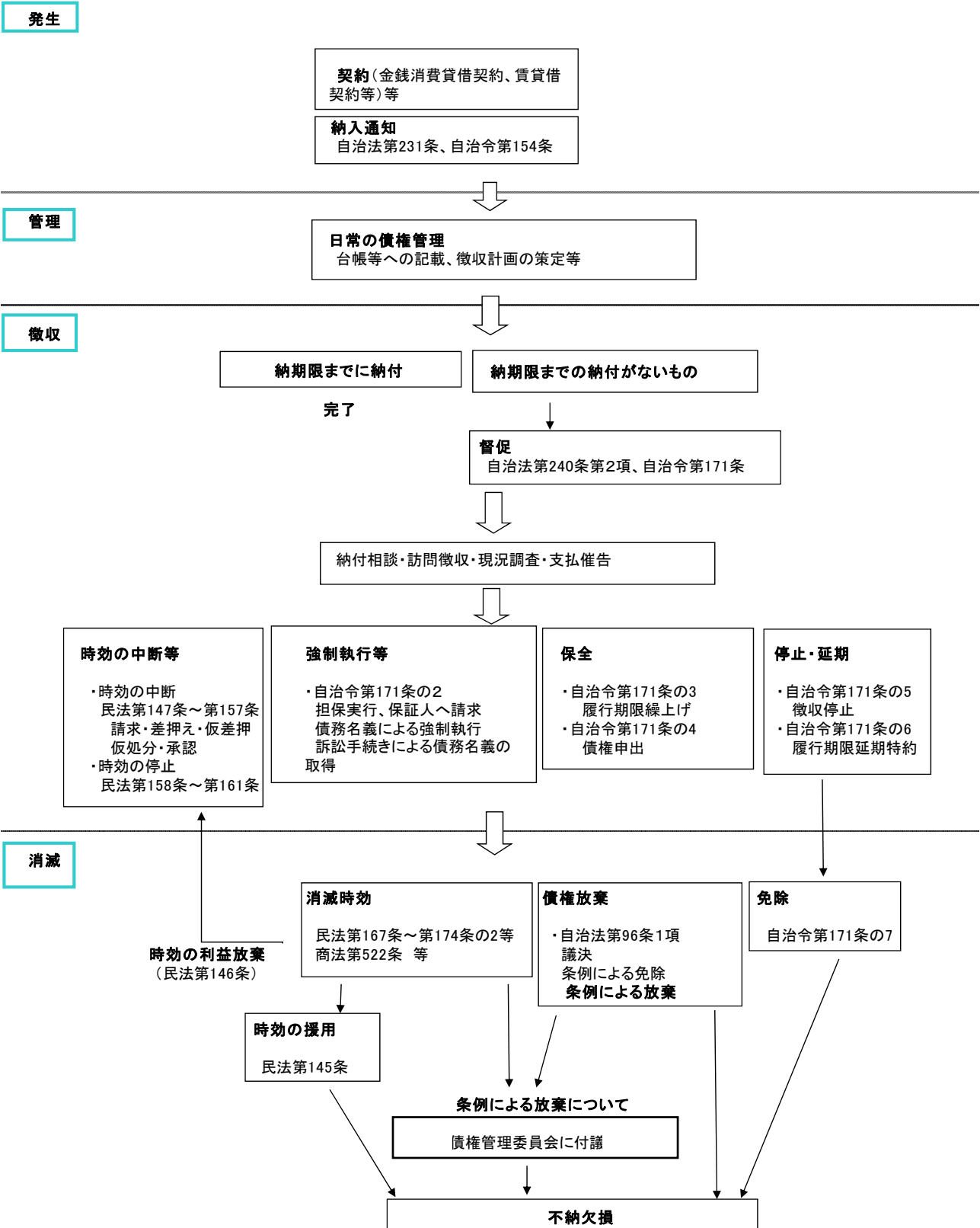
## 第2 監査対象債権の状況

監査の対象とした債権の状況について以下述べる。

### 1 発生から消滅までの流れ

私法上の債権は、契約等により発生し、納付の完了又は時効の援用、債権放棄等による消滅により完結する。発生から消滅までの流れは図2のとおり。

(図2)  
私法上の債権の発生から消滅まで



## 2 申請手続きの状況

### (1) 監査対象債権の新規発生状況（平成17年度から21年度まで）

災害援護資金貸付金は、大規模災害により被害を受けた場合の制度である。近年、区内において大規模な災害が発生していないため、申請者は0人となっている。年度別新規利用者数は表3のとおり。

(表3) 年度別新規利用者数一覧

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害援護資金貸付金	1	0	0	0	0
国民健康保険高額療養費資金貸付金	2	6	0	2	0
一般被保険者第三者納付金	88	39	65	36	56
奨学資金貸付金	17	10	14	8	15

※貸付制度を終了している生業資金貸付金、女性福祉資金貸付金及び母子福祉応急小口資金貸付金を除く。

※区営住宅使用料等区立住宅関係の新規利用者数は、区立住宅の新規契約者数であり、債権数ではないため、除く。

### (2) 貸付け等に当たっての保証契約の状況

すでに貸付制度を終了している生業資金貸付金、女性福祉資金貸付金及び母子福祉応急小口資金貸付金を除き、保証契約を行っているものは、災害援護資金貸付金、区営住宅使用料等（区営住宅使用料、区民住宅使用料、事業住宅使用料、区立住宅共益費及び区立住宅修繕費をいう。以下同じ。）及び奨学資金貸付金である。そのいずれも連帯保証契約としている。当該契約の当事者は、区と連帯保証人であるが、貸付時又は区立住宅の入居時等における連帯保証人への意思確認についてはいずれの制度も主に借受人又は入居予定者が持参する申請書への連帯保証人の記名捺印及び証明書により判断している。ただし、奨学資金貸付金については、多くのケースで保護者が連帯保証人になっており、その場合、保護者として申請時には必ず同席を求めている。

## 3 収入状況の推移（平成17年度から21年度まで）

監査対象債権の各年度の収入額は、7億円台後半から8億円台前半までで推移している。そのうち過年度収入については減少傾向にあり、平成17年度に36,239,866円あった過年度収入は平成21年度には30,916,500円となっている。また、5年間で過年度収入の合計は、161,424,214円となっている。

一般被保険者第三者納付金については、保険会社等が債務者となるケースが多いため、その収入の大半は、現年度調定分となっている。生業資金貸付金は、平成18年度以降の収入はすべて納期限を経過した過年度分の債権である。しかしながら毎年度1,600万円超の収入がある。奨学資金貸付金については、平

成 20 年度以降、収入額が向上している。収入状況の推移は表 4 のとおり。

(表 4) 収入状況の推移表

(単位：円)

	債 権 の 名 称	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	災害援護資金貸付金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	240,760 (0)
2	国民健康保険高額療養費資金貸付金	87,000 (0)	357,000 (0)	390,000 (390,000)	325,000 (0)	0 (0)
3	一般被保険者第三者納付金	35,726,298 (0)	18,332,134 (2,866,557)	21,460,232 (178,140)	15,401,913 (2,088,342)	24,218,804 (0)
4	生業資金貸付金	21,758,601 (21,706,508)	20,468,548 (20,468,548)	18,636,948 (18,636,948)	16,495,080 (16,495,080)	16,498,962 (16,498,962)
5	女性福祉資金貸付金	4,299,471 (789,058)	4,618,402 (1,124,498)	4,637,414 (1,040,215)	4,782,262 (1,231,160)	4,736,913 (1,170,638)
6	母子福祉応急小口資金貸付金	113,000 (113,000)	430,000 (430,000)	212,500 (212,500)	135,000 (135,000)	231,500 (231,500)
7	区営住宅使用料	267,013,040 (3,183,500)	264,643,400 (1,327,700)	265,313,270 (1,657,860)	268,492,400 (1,325,400)	260,549,800 (1,601,200)
8	区民住宅使用料	409,503,890 (7,990,690)	409,202,450 (5,427,450)	402,357,300 (5,170,500)	408,808,200 (4,796,800)	420,954,300 (5,607,200)
9	事業住宅使用料	11,240,800 (222,800)	12,609,600 (80,400)	13,548,800 (25,700)	16,796,000 (130,100)	15,238,600 (243,900)
10	区立住宅共益費	51,234,300 (714,200)	48,420,350 (553,550)	49,335,600 (533,300)	51,073,700 (321,100)	49,816,900 (406,800)
11	区立住宅修繕費	7,484,416 (503,410)	6,486,465 (168,700)	9,365,867 (372,900)	7,453,519 (329,300)	12,316,273 (394,300)
12	奨学資金貸付金	6,774,000 (1,016,700)	9,269,760 (1,759,360)	8,128,740 (1,208,640)	11,249,300 (3,782,100)	16,965,360 (4,762,000)
	合計	815,234,816 (36,239,866)	794,838,109 (34,206,763)	793,386,671 (29,426,703)	801,012,374 (30,634,382)	821,768,172 (30,916,500)

※ 括弧内は各年度の収入額のうち、過年度分の収入額

#### 4 未収金の推移（平成 17 年度から 21 年度まで）

監査対象債権全体の未収金（納期限を過ぎた債権をいう。以下同じ。）は、平成 18 年度から 21 年度までの対前年度比の平均（以下「対前年度比平均」という。）は 6.2%で減少している。生業資金貸付金では対前年度比平均は 7.3%で減少し、母子福祉応急小口資金貸付金では対前年度比平均は 8.6%で減少し、区営住宅使用料では対前年度比平均は 9.6%で減少している。奨学資金貸付金においては、平成 19 年度の未収金（31,979,220 円）をピークに平成 20 年度は対前年度比で 4.4%減少し、さらに平成 21 年度においては対前年比で 8.8%減少した。未収金の推移は表 5 のとおり。

(表5) 未収金の推移

(単位：円)

	債権の名称	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	災害援護資金貸付金	781,000	781,000	0	0	0
2	国民健康保険高額療養費資金貸付金	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000
3	一般被保険者第三者納付金	2,866,557	178,140	2,088,342	0	0
4	生業資金貸付金	317,490,578	294,428,327	270,967,218	250,944,746	234,445,784
5	女性福祉資金貸付金	21,619,744	21,007,938	21,458,666	20,253,564	20,384,919
6	母子福祉応急小口資金貸付金	5,350,500	4,750,500	4,538,000	4,403,000	3,721,500
7	区営住宅使用料	11,122,650	10,464,050	8,982,090	8,575,090	7,380,090
8	区民住宅使用料	56,126,880	53,073,630	52,370,030	52,827,230	49,748,730
9	事業住宅使用料	1,842,700	1,752,300	1,726,600	1,602,200	1,358,300
10	区立住宅共益費	4,218,950	3,875,700	3,562,900	3,530,400	3,249,800
11	区立住宅修繕費	5,013,854	4,920,124	4,547,224	4,719,089	4,722,874
12	奨学資金貸付金	28,372,120	29,855,760	31,979,220	30,565,120	27,869,460
	合計	454,903,533	425,185,469	402,318,290	377,518,439	352,979,457

5 未収金の債権別状況（平成21年度末現在。巻末別表3 平成21年度末未収金発生時期一覧参照）

(1) 災害援護資金貸付金

未収金なし。

(2) 国民健康保険高額療養費資金貸付金

平成13年度に発生している1件（98,000円）は、債務者の転居先（海外）不明のため未収金となっている。

(3) 一般被保険者第三者納付金

未収金なし。

(4) 生業資金貸付金

平成22年3月31日現在、残存している265件の債権のうち、256件の債権が、平成11年度以前に発生した貸付期間が10年を超過する債権である。そのうち94件は平成元年度以前に貸し付けた債権で、貸付けから20年以上



が経過している。

(5) 女性福祉資金貸付金

平成 22 年 3 月 31 日現在、残存している 94 件の債権のうち、87 件の債権が、平成 11 年度以前に発生した貸付期間が 10 年を超過する債権である。そのうち 10 件は平成元年度以前に貸し付けた債権で、貸付けから 20 年以上が経過している。

(6) 母子福祉応急小口資金貸付金

平成 22 年 3 月 31 日現在、残存している 53 件すべての債権が貸付けから 10 年以上経過している。そのうち 11 件は平成元年度以前に貸し付けた債権で、貸付けから 20 年以上が経過している。

(7) 区営住宅使用料

平成 7 年度以前の未収金はない。平成 21 年度末における平成 18 年度及び 19 年度の未収金は 0 件となっている。一方、平成 22 年 3 月 31 日現在、残存している 197 件の債権のうち、165 件の債権が、平成 16 年度以前に発生した 5 年を超過する債権である。

(8) 区民住宅使用料

平成 7 年度以前の未収金はない。平成 22 年 3 月 31 日現在、残存している 577 件の債権のうち、444 件の債権が、平成 16 年度以前に発生した 5 年を超過する債権である。

(9) 事業住宅使用料

平成 9 年度以前の未収金はない。平成 22 年 3 月 31 日現在、残存している 13 件の債権のすべてが平成 15 年度以前に発生した 5 年を超過する債権である。

(10) 区立住宅共益費

平成 7 年度以前の未収金はない。平成 22 年 3 月 31 日現在、残存している 646 件の債権のうち、527 件の債権が、平成 16 年度以前に発生した 5 年を超過する債権である。

(11) 区立住宅修繕費

平成 9 年度以前の未収金はない。平成 22 年 3 月 31 日現在、残存している 24 件の債権のうち、18 件の債権が、平成 16 年度以前に発生した 5 年を超過する債権である。

(12) 奨学資金貸付金

平成 22 年 3 月 31 日現在、残存している 97 件の債権のうち、73 件の債権が、平成 11 年度以前に発生した貸付期間が 10 年を超過する債権である。そのうち 27 件は平成元年度以前に貸し付けた債権で、貸付から 20 年以上が経過している。

## 6 納付意識向上への取組み状況

納付意識を向上させる取組みについては、おおむね申請時及び納期前に実施している。実施内容等は表6のとおり。

(表6) 納付意識向上への取組み

名 称	所 管 課	取組みの有無	取 組 み の 内 容
災害援護資金貸付金	区長室 危機管理課	有	返済期限までの間に電話連絡、通知の送付により返済を勧奨するとともに、訪問調査を実施する。
国民健康保険高額療養費資金貸付金	健康部 医療保険年金課	有	①高額療養費をもって貸付金の償還払いに充てるため、申請時に委任状を徴取するとともに、高額療養費が支給されない場合等の事情が生じた場合には速やかに届け出をするように説明する。 ②申請受付時における国民健康保険の資格の有無を確認する。
一般被保険者第三者納付金	健康部 医療保険年金課	無	—
区営住宅使用料等	都市計画部 住宅課	有	①日頃から、過去に滞納履歴があった者等を重点として納付指導を実施している。 ②新規入居時点での説明のほか、使用者向け発行紙「区立住宅くらしのおしらせ」に掲載し、定期的に滞納防止を周知している。
奨学資金貸付金	教育委員会 事務局 教育政策課	有	奨学生認定時に、必ず奨学生本人を説明会に参加させ、将来的に返還の必要があることを説明する。 ※上級の学校(大学)に進学した場合、原則7年間の返還猶予期間がある。

## 7 時効の管理状況

一般被保険者第三者納付金の時効期間は3年として管理している。また、女性福祉資金貸付金のうち商事債権としているもの及び区営住宅使用料等の時効期間は5年として管理している。これら以外すべて民法第167条第1項の規定に基づき、時効期間を10年として管理している(表2参照)。

## 8 納入方法

### (1) 口座振替の活用状況

区営住宅使用料、区民住宅使用料、事業住宅使用料及び区立住宅共益費については、口座振替を利用しているが、その他の債権については、システム改修、口座振替手数料等の経費が発生することや口座引き落としの確実性が低いことを理由に、利用していない。

### (2) 未収金の分割納付の状況

未収金の分割納付については、担当者と債務者との協議により決定している。その際、債務者から納付計画書、納付誓約書等を徴取している。債務者との協議では、主に月々の返済額のみを決定しており、返済期間が20年を超えるものも見受けられた。

## 9 違約金の取扱い状況

違約金については、区民住宅使用料において1件（訴訟案件）のみ発生した。その他の債権については、違約金の規定がないか、債権の整理に関する条例に基づき免除しているか又は該当案件が発生していないかのいずれかにより違約金を徴収していない。詳細は表7のとおり。

（表7）違約金の状況

名 称	規定の有無	免除規定等の有無	取 扱 状 況
災害援護資金貸付金	有	有	該当案件無
国民健康保険高額療養費資金貸付金	無	—	—
一般被保険者第三者納付金	無	—	—
生業資金貸付金	有	有	全件免除
女性福祉資金貸付金	有	有	全件免除
母子福祉応急小口資金貸付金	有	有	全件免除
区営住宅使用料	有	有	該当案件無
区民住宅使用料	有	有	過去5年間で1件請求。その他該当案件無
事業住宅使用料	有	有	該当案件無
区立住宅共益費	有	有	該当案件無
区立住宅修繕費	有	有	該当案件無
奨学資金貸付金	有	有	全件免除

## 10 債権回収の状況

### (1) 目標の作成状況

区営住宅使用料等においては、平成20年度に徴収目標を定め、債権の回収に当たった。その他の債権では、徴収目標は定めていない。

### (2) マニュアルの作成状況

債権回収に関するマニュアルはいずれの債権についても定めていない。

### (3) 督促・催告の状況

督促（時効中断の効力を有するものに限る。以下同じ。）及び催告（時効中断の効力を有するものを除く。以下同じ。）の時期及び頻度については、債権ごとに異なっている。債権ごとの督促・催告の状況は表8のとおり。

(表8) 督促・催告の実施状況

	債権の名称	納期限から督促・催告までの期間又は時期	催告の頻度
1	災害援護資金貸付金	督促：1か月 催告：督促後1～2週間	随時
2	国民健康保険高額療養費資金貸付金	督促：20日後 催告：督促後1か月以内	年4回
3	一般被保険者第三者納付金	督促：20日以内 催告：随時	毎月
4	生業資金貸付金	督促：1か月 催告：随時	随時
5	女性福祉資金貸付金	督促：20日以内 催告：督促状発送後納付がないとき	年1～4回
6	母子福祉応急小口資金貸付金	督促：20日以内 催告：督促状発送後納付がないとき	年1～4回
7	区営住宅使用料	督促：20日以内 催告：督促状発送後納付がないとき	毎月1回 (その他、口座振替不納時等)
8	区民住宅使用料	督促：20日以内 催告：督促状発送後納付がないとき	毎月1回 (その他、口座振替不納時等)
9	事業住宅使用料	督促：20日以内 催告：督促状発送後納付がないとき	毎月1回 (その他、口座振替不納時等)
10	区立住宅共益費	督促：20日以内 催告：督促状発送後納付がないとき	毎月1回 (その他、口座振替不納時等)
11	区立住宅修繕費	督促：20日以内 催告：督促状発送後納付がないとき	毎月1回
12	奨学資金貸付金	督促：40日以内 催告：随時	毎月1回

#### (4) 納付指導業務委託の活用状況

主に区の担当者による徴収が困難なケースについては、弁護士に納付指導を委託している。契約は、いずれも特命随意契約となっている。委託料は徴収実績のおよそ35%超となっている。委託の状況は表9のとおり。

(表9) 納付指導業務委託状況一覧

名 称	所 管 課	納付指導業務委託の有無	契 約 形 態	平成21年度委託料及び徴収実績
災害援護資金貸付金	区長室 危機管理課	無	—	—
国民健康保険高額療養費資金貸付金	健康部 医療保険年金課	無	—	—
一般被保険者第三者納付金	健康部 医療保険年金課	無	—	—
生業資金貸付金	福祉部 地域福祉課	有	単価契約 ①着手金 6,000円 ②戸籍謄本等取得 2,000円 ③住民票等取得 1,500円 ④回収不能証明書発行 3,000円 ⑤成功報酬 区が確認した対象者の区歳入金額の35%	委託料：850,883円 徴収実績：2,315,357円
女性福祉資金貸付金	子ども家庭部 子どもサービス課	有	生業資金貸付金の契約形態に同じ。	委託料：11,756円 徴収実績：31,924円
母子福祉応急小口資金貸付金	子ども家庭部 子どもサービス課	無	—	—
区立住宅使用料等	都市計画部 住宅課	有	生業資金貸付金の契約形態に同じ。	委託料：291,319円 徴収実績：767,000円
奨学資金貸付金	教育委員会 事務局 教育政策課	無	—	—

#### 11 強制執行の状況

平成17年度以降、区民住宅の明渡訴訟が1件提起されている。

#### 12 所管課の債権管理体制

債権管理については、各所管課ともおおむね担当者1名又は2名で行っている。奨学資金貸付金の場合は、徴収事務に関し、係での応援体制を組んでいる。所管課の債権管理体制は表10のとおり。

(表 10) 債権管理体制一覧

名 称	所 管 課	債 権 管 理 体 制
災害援護資金貸付金	区長室 危機管理課	区長室危機管理課危機管理係に担当者を1人置き、債権の管理事務・徴収事務等全てを担当している。
国民健康保険高額療養費資金貸付金	健康部 医療保険年金課	健康部医療保険年金課国保給付係に担当者を1人置き、すべてを担当しているが、高額療養費の担当者とも協力している。
一般被保険者第三者納付金	健康部 医療保険年金課	健康部医療保険年金課国保給付係に、第三者行為と公害分に担当者を各1人置き、債権管理、求償事務等すべてを担当している。
生業資金貸付金	福祉部 地域福祉課	福祉部地域福祉課福祉計画係に担当職員2人（常勤・非常勤各1人）を置いている。1人は新宿区生業資金相談員（事業費非常勤）で徴収事務及び債権管理を行っている。1人は債権管理及び債権管理に係る経理事務を行っている。
女性福祉資金貸付金 母子福祉応急小口資金貸付金	子ども家庭部 子どもサービス課	子ども家庭部子どもサービス課育成支援係に担当者を1人置き、徴収事務と債権の管理事務を行っている。
区営住宅使用料等	都市計画部 住宅課	滞納担当の職員は2人であるが、窓口納付等の徴収事務は、各住宅の担当職員が実施している。
奨学資金貸付金	教育委員会 事務局 教育政策課	教育委員会事務局教育政策課管理係に担当者を1人置き、債権管理、徴収事務等すべてを担当している。ただし、徴収を強化するために行う電話催促・臨戸徴収は、係で応援体制を組み、協力している。 ※応援体制：徴収対象者をグループ分けし、係全体で従事している。

※女性福祉資金貸付金及び母子福祉応急小口資金貸付金は、同一の者が担当している。

### 13 不納欠損の状況

#### (1) 不納欠損の理由

監査対象債権における不納欠損処理の理由は、以下のとおり。

- ① 債権の整理に関する条例第5条の規定に基づく放棄
- ② 貸付け等の根拠となる条例の免除規定に基づく免除
- ③ 債務者及び連帯保証人からの時効の援用

#### (2) 監査対象債権不納欠損状況（平成17年度から21年度まで）

監査対象債権における不納欠損額は、年々減少傾向にある。平成17年度の監査対象債権の不納欠損額は17,414,309円で、その大部分は、生業資金貸付金であった。平成21年度の不納欠損額は834,000円で、その内訳は母子福祉応急小口資金貸付金及び奨学資金貸付金である。不納欠損の状況は表11のとおり。

(表 11) 不納欠損の発生状況

(単位：円)

	債権の名称	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	災害援護資金貸付金	0	0	781,000	0	0
2	国民健康保険高額療養費資金貸付金	0	0	0	0	0
3	一般被保険者第三者納付金	0	0	0	0	0
4	生業資金貸付金	17,004,309	2,731,606	4,824,161	3,527,392	0
5	女性福祉資金貸付金	0	1,157,488	0	1,276,128	0
6	母子福祉応急小口資金貸付金	410,000	170,000	0	0	450,000
7	区営住宅使用料	0	0	0	0	0
8	区民住宅使用料	0	1,589,800	0	0	0
9	事業住宅使用料	0	0	0	0	0
10	区立住宅共益費	0	71,500	0	0	0
11	区立住宅修繕費	0	158,130	0	0	0
12	奨学資金貸付金	0	0	0	0	384,000
	合計	17,414,309	5,878,524	5,605,161	4,803,520	834,000

### 第3 債権管理委員会

平成14年度に区は、区の債権の整理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、債権の適正な管理をすることを目的として債権の整理に関する条例を制定した。

この条例施行規則に基づき債権管理委員会が設置された。

#### 1 役割

監査対象債権に関し、債権の整理に関する条例施行規則第3条による分類（なお一層の徴収の努力を要する債権、徴収停止を行う債権、消滅時効に係る時効期間が経過した債権（債権の放棄を行う債権）等）に当たっての審議を行う。

#### 2 委員の構成

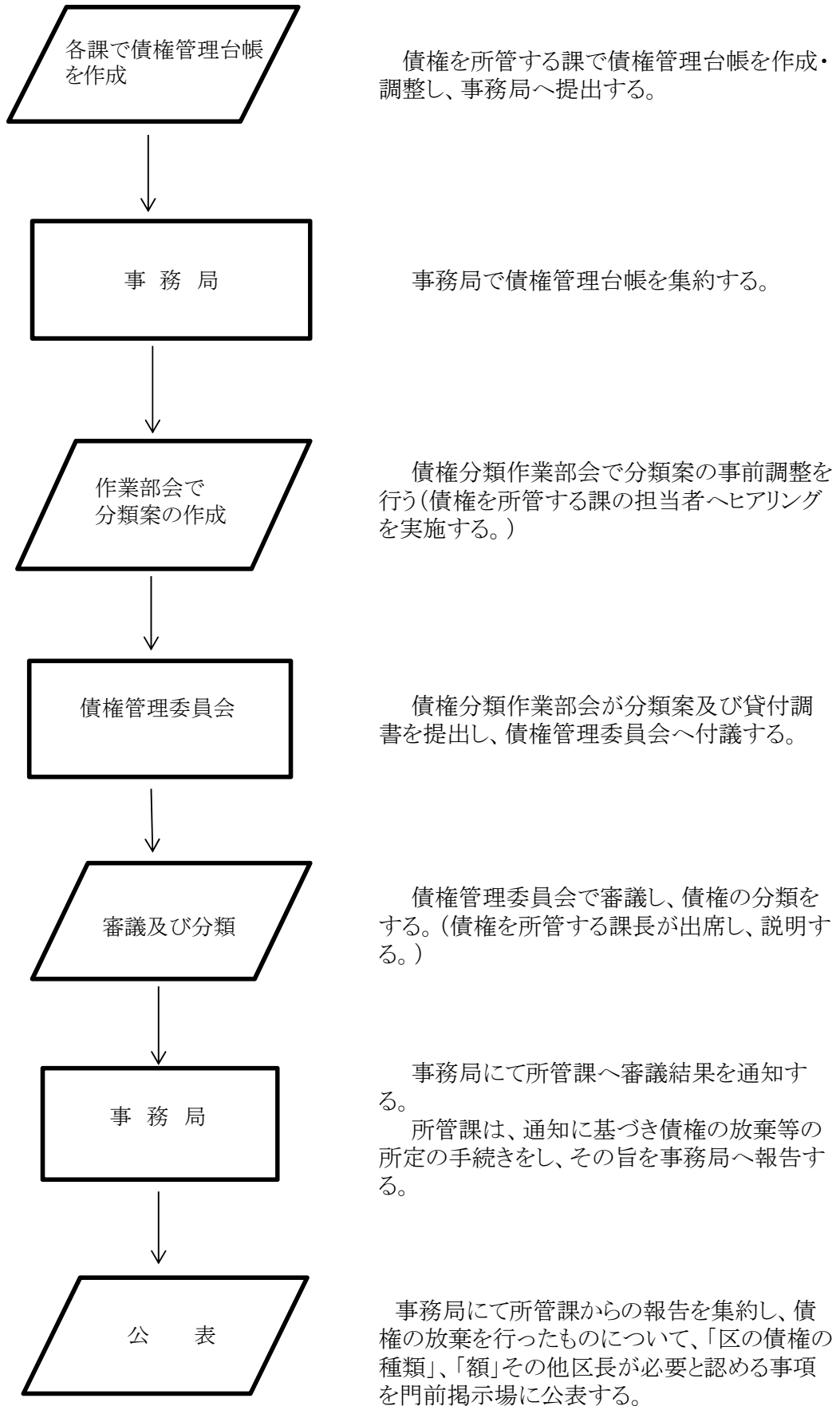
委員は、すべて区の管理職員であり、区の職員以外の者は任命されていない。

#### 3 事務処理の流れ

債権管理委員会の庶務を担当する総務部契約管財課（以下次表において「事務局」という。）は、債権を所管している課で作成した債権管理台帳を集約する。債権分類作業部会で分類案を作成し、債権管理委員会において当該分類案を基に審議している。事務処理の流れの詳細は図3のとおり。



(図3)



#### 4 分類状況（巻末別表4 平成22年度債権分類総括表参照）

債権管理委員会では、平成22年度における債権の整理をするために巻末別表4のとおり分類した。なお、区立住宅に係る使用料、共益費及び修繕費については、平成22年11月末現在とし、その他の債権については、平成22年12月末現在としている。また、平成22年度債権分類総括表に記載されている金額は、平成22年11月末又は12月末現在の債権額としている。件数は、1申請を1件としている（区立住宅修繕費は1回の発生に対し1件としている。）。ただし、区営住宅使用料、区民住宅使用料、事業住宅使用料及び区立住宅共益費は、1か月分を1件としている。

##### (1) 災害援護資金貸付金

債権数は1件で、納期未到来債権となっている。

##### (2) 国民健康保険高額療養費資金貸付金

債権数は1件で、納期後分割納付に分類されているが、債務者は転居先不明となっている。

##### (3) 一般被保険者第三者納付金

対象債権なし。

##### (4) 生業資金貸付金

徴収努力債権として分類されている248件のうち、165件（66.5%）の債権が納付予定と分類されている。そのうち、30件については連帯保証人が納付している。また、83件（33.5%）が1年以上の滞納債権であり、そのうち14件が時効期間を経過している。徴収努力債権の分類は表12のとおり。このほか、平成22年度は、10件（7,699,795円）の債権を「新宿区生業資金貸付条例を廃止する条例による廃止前の新宿区生業資金貸付条例」第10条の規定により免除し、不納欠損とする予定である。

（表12）生業資金貸付金徴収努力債権分類表

内 訳	時 効 経 過 (援用なし)	1年以内納付 な し	納 期 後 分 割 納 付	納 付 期 間 後 納 付	合 計
件数(件)	14	69	164	1	248
金額(円)	19,622,145	66,854,609	130,149,534	336,768	216,963,056

##### (5) 女性福祉資金貸付金

徴収努力債権として分類されている93件のうち、73件（78.5%）の債権が納付予定と分類されている。そのうち、2件については保証人が納付している。また、20件（21.5%）が1年以上の滞納債権であり、そのうち1件が時効期間を経過している。徴収努力債権の分類は表13のとおり。

(表 13) 女性福祉資金貸付金徴収努力債権分類表

内 訳	時効経過 (援用なし)	1年以内 納付なし	納 期 後 分割納付	納付期間後 納 付	納 期 内 納 付	合 計
件数(件)	1	19	4	26	43	93
金額(円)	2,627,328	12,670,912	3,131,404	18,058,218	17,134,637	53,622,499

## (6) 母子福祉応急小口資金貸付金

徴収努力債権として分類されている41件すべてが1年以上の滞納債権であり、そのうち6件が時効期間を経過している。徴収努力債権の分類は表14のとおり。このほか、平成14年度から徴収停止している債権が8件(720,000円)あり、そのうち7件(650,000円)は時効期間が経過している。また、転居先が判明したものの、分類を変更せずに徴収停止を続けている債権が1件ある。このほか、平成22年度は、2件(200,000円)の債権を「新宿区母子福祉応急小口資金貸付条例を廃止する条例による廃止前の新宿区母子福祉応急小口資金貸付条例」第12条の規定に基づき免除し、不納欠損とする予定である。さらに、2件の債権は、時効の援用がなされたため、不納欠損とする予定である。徴収停止債権の内訳は表15のとおり。

(表 14) 母子福祉応急小口資金貸付金徴収努力債権分類表

内 訳	時効経過 (援用なし)	1年以内納付なし	合 計
件数(件)	6	35	41
金額(円)	419,000	2,232,500	2,651,500

(表 15) 母子福祉応急小口資金貸付金徴収努力債権分類表

	貸付金額(円)	貸付残額(円)	貸 付 時 期	時効の起算日	理 由 等
1	70,000	70,000	S56.10.2	H13.9.17	所在不明
2	100,000	100,000	H6.5.12	H6.6.30	所在不明。ただし、 H16.2.25転居先判明
3	100,000	90,000	H6.7.25	H6.8.26	所在不明
4	100,000	100,000	H8.2.14	H8.3.31	所在不明
5	100,000	100,000	H8.10.14	H8.11.30	所在不明
6	90,000	90,000	H9.4.2	H9.5.31	所在不明
7	100,000	70,000	H9.7.8	H11.7.28	所在不明
8	100,000	100,000	H10.4.28	H10.5.31	所在不明

(7) 区営住宅使用料等

平成 22 年度債権分類総括表上に記載されている件数は、納期限を経過している滞納債権の件数のみ。また、平成 22 年度の債権については、すべて未分類となっている。なお、過去の分類結果は、平成 21 年度分のみ分類を行っている。

(8) 奨学資金貸付金

徴収努力債権として分類されている 229 件のうち、120 件（52.4%）の債権が納付予定と分類されている。そのうち、15 件については保護者（連帯保証人になっていない保護者を含む。）が納付している。また、49 件（21.4%）が 1 年以上の滞納債権であり、そのうち 1 件は、債務者及び連帯保証人が死亡又は行方不明となっている。さらに、2 件は時効期間を超えている。徴収努力債権の分類は表 16 のとおり。

（表 16）奨学資金貸付金徴収努力債権分類表

内訳	死亡・ 行方不明	時効経過 (援用なし)	1 年以内納 付なし	納期後分割 納付	納付期間後 納付	納期内納付	納期未到来	合 計
件数 (件)	1	2	46	19	32	69	60	229
金額 (円)	302,000	580,700	27,216,220	7,294,820	14,663,400	28,602,500	45,828,000	124,487,640

### Ⅲ 監査の結果

### Ⅲ 監査の結果

#### 第1 総括意見

今回、監査対象とした債権のうち、生業資金貸付金、女性福祉資金貸付金及び母子福祉応急小口資金貸付金については、すでに制度が廃止されている。そのため、主に未収金の徴収努力に関し、検証した。

その他の債権については、未収金の徴収努力に加え、債権の発生から消滅までの手続き及び未収金を発生させない取組みについても検証した。

監査を通してみた新宿区の「私法上の債権管理について」は、対象債権の未収金額は平成17年度末には4億5,490万円余あったが、平成21年度末には3億5,297万円余となった。これは、債権の整理に関する条例を制定し、債権管理委員会の下、債権の分類及び整理がなされており、各所管課で徴収努力した結果である。そのため、全体的にはおおむね適正かつ効率的・効果的に処理が行われていると認められる。

しかしながら、着眼点別意見で述べるように債権の分類、保証人の活用等においては、不十分な処理が認められた。また、債権回収のためのマニュアルについても、未作成であった。

今後、私法上の債権管理については、透明性及び公平性の向上を図るため、より一層適正かつ効率的・効果的に運用されるよう望むものである。

## 第2 着眼点別意見

### 1 債権の発生から消滅に至るまでの手続きは適正に行われているか。

#### (1) 保証人の意思確認

保証人は、主債務者が弁済できない場合には主債務者に代わり弁済しなければならない。後日、保証人が保証債務を否認するという事態を未然に防ぐためには、面談、電話連絡、郵便等の方法により保証人の意思確認を確実に図る必要がある。

監査対象債権において、保証人が保証債務を否認しているものが見受けられた。今後新たに保証契約を締結する場合は、当該保証契約の当事者である保証人の意思確認を確実にされたい。

#### (2) 未収金の早期の回収手続き

未収金が発生した場合、督促し、早期に回収していくことが求められる。地方税については、地方税法第329条に「納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない」と定められており、早期に、回収努力を図ることが法定されている。区営住宅使用料等については、地方税と同様に納期限後20日以内に督促を実施し、早期の回収に努めている。そのため、未収金の額は年々減少傾向にある。一方、他の監査対象債権については、納期限後1か月、40日以内といった時期に督促している債権があった。

未収金を速やかに回収するには、納期限後早期に督促することが求められるため、督促の時期の短縮化について、検討されたい。

#### (3) 債権の分類

監査対象債権は、債権の整理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により分類することが義務付けられ、同条第3項の規定により分類された区分に従って必要な措置を講じることとされている。しかし、巻末別表4 平成22年度債権分類総括表によると、区営住宅使用料等については、すべての未収金を未分類として処理している。

区営住宅使用料等について、債権の整理に関する条例施行規則の定めに従い、適正に分類されたい。

また、債権の分類は、債務者の状況の変化に応じ、見直すべきである。しかし、母子福祉応急小口資金貸付金については、所在不明のため徴収停止していた債権のうち、転居先が判明しているにもかかわらず、徴収停止に分類し、徴収努力を怠っていた。

当該債権については、時効期間が経過しているため、至急、債務者の状況を確認し、適切な処理をされたい。

#### (4) 時効の管理

監査対象債権のうち、貸付金に係る債権の時効期間は、商行為によって生じた商事債権の場合は5年（商法第522条）、民事債権の場合は10年（民法第167条第1項）となっている。商人（商法第4条）がその営業のために必

要な設備資金等を借りる行為は商行為（附屬的商行為。商法第 503 条）に該当し、当該設備資金等に係る債権の消滅時効は 5 年となる。

現在、区では、商事債権として管理しているものが 1 件あるが、同種の資金を貸し付けているものが他にも見受けられるため、商事債権に該当するかどうかを検証し、適正な時効の管理に努められたい。

(5) 違約金の取扱い

違約金を請求しているものは、訴訟案件 1 件のみであった。その他の債権については、該当案件が発生していないか又は違約金の徴収を免除等している。違約金の徴収については、元本を分割納付していることから徴収が困難であることは推測できる。ただし、免除等を行った理由はいずれの債権も不明確であった。

違約金を免除し、又は徴収しない場合は、その決定過程を明確にされたい。

(6) 不納欠損処理

時効期間が経過し、かつ、回収の見込みのない債権は、債権管理の経済性や効率性の観点から速やかに債権を放棄し、不納欠損処理を行うことが妥当である。

しかしながら、時効期間が経過し、かつ、回収の見込みが立たない債権が見受けられる。例えば、債権の整理に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき徴収停止に分類されている母子福祉応急小口資金貸付金のうち、6 件は、時効期間が経過した後も債務者の所在不明の状況が続いている。

このような場合は、債権の整理に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、速やかに債権を放棄し、不納欠損処理をされたい。

(7) 債権放棄における透明性・専門性の向上

債権放棄は、税金が用いられた債権を消滅させるため、他の区民との公平感から慎重に決定する必要がある。区では、債権の整理に関する条例に基づき債権放棄をする場合、債権管理委員会へ付議した上で決定している。債権管理委員会は、区の管理職員のみで構成されているため、透明性・専門性の点で万全とは言い難い。

そこで、一層の透明性・専門性の向上を図るため、外部委員の導入を検討されたい。



## 2 未収金を発生させない取組みが適切に行われているか。

### (1) 口座振替の活用

口座振替は、債務者の利便性を向上させるとともに、払い忘れを防止し、未収金の発生を未然に防ぐことができる。また、納付書の発送に伴う人件費、郵送料等を軽減することもできる。平成 22 年度債権分類総括表によると、徴収努力債権のうち、生業資金貸付金では 66.5% (165 件) が、女性福祉資金貸付金では 78.5% (73 件) が、奨学資金貸付金では 52.4% (120 件) が納付予定として分類されている。

これらの納付予定と分類されている債権について、システム改修、口座振替手数料等の経費と口座振替による納付の確実性による効果とを検証し、口座振替の活用を検討されたい。

### (2) 納付意識の向上

未収金を発生させないためには、債務者の納付意識を高めることが効果的である。区営住宅使用料等や奨学資金貸付金においては、入居時や貸付時に説明し、納付意識を高めている。区営住宅使用料等については、入居後まもなく支払いが始まるので、入居時の説明の効果は大きい。

しかし、奨学資金貸付金は、貸付から返還猶予の期間を経て、償還期間にいたるまで上級の学校（大学）に進学した場合原則 7 年間に及ぶ。その間において定期的に面談を実施する等納付意識の向上を図られたい。

### (3) 貸付金の早期回収

未収金の発生を防ぎ、貸付金を円滑に回収していくためには、早期に対応することが重要である。返還猶予期間が長期化することで、債務者の納付意識が薄れ、未収金の発生につながる可能性は高まる。

奨学資金貸付金の返還猶予期間は、奨学生の希望により、原則高等学校等の在学期間（3 年間）に上級の学校の在学期間（大学 4 年間）を加算することができ、この場合 7 年間に及ぶ。その間、保護者等の経済状況にかかわらず返還は猶予される。同貸付金は、有用な人材の育成をその目的にしているが、一方で、保護者の経済的負担の軽減に寄与している。

そこで、返還猶予期間中であっても、保護者等が返還することができるなどの弾力的な運用を図られたい。

### 3 未収金の徴収努力は効率的かつ効果的に行われているか。

#### (1) 目標による管理制度の導入

債権の徴収実績向上のためには、徴収目標を掲げ、目標へ向けて尽力していくことが効果的である。

区営住宅使用料等においては、平成 20 年度に徴収目標を定め、債権回収に当たった結果、区営住宅使用料、事業住宅使用料及び区立住宅共益費において、それ以前の年度に比べ、収入額が高くなっている。

その他の債権では、徴収目標を定めたことはない。

債権の徴収実績を向上させていくために、目標による管理制度の導入を検討されたい。

#### (2) 組織的な対応の検討

滞納している債務者への納付交渉に当たっては、滞納原因、収入状況、負債状況、財産状況等を丹念に聞き出すとともに、債務者からの納付相談にも適切に応じる必要がある。また、状況の変化に応じての迅速な対応や回収へ向けた継続的な取組みも求められる。

奨学資金貸付金については、平成 20 年度から債権を所管する係全体での応援体制を組み、徴収を強化している。そのため、平成 20 年度以降、収入額が飛躍的に上昇している。

今後、長引く経済不況に加え、債務者の高齢化が一層進行し、債権の回収はますます困難になる。他の債権においても応援・協力体制等の組織的な対応を検討されたい。

#### (3) 効果的な催告の実施

未収金の徴収に当たっては、適時かつ適切に催告をしていくことが求められる。

しかし、時期や方法について基準はなく、担当者の裁量に委ねられている。そのため、所在が判明しているにもかかわらず、長期にわたり、催告していないケースが見受けられた。

催告の時期や方法について基準を定め、効果的に催告を実施されたい。

#### (4) 保証人の活用

未収金の徴収を効率的、効果的に行うためには保証人の活用が有効である。主債務者が滞納した場合に、保証人から速やかに回収するためには、随時に保証人とも意思疎通を図る必要がある。

しかし、保証人への請求に対し、保証契約の否認、支払拒否等の対応をとる保証人が見受けられた。その多くは、主債務者と保証人の関係が長期にわたり断絶していたものである。そこで、主債務者が履行期間の特約を区と締結した場合や、分納計画書を作成した場合は、保証人へもその写し等を送付し、債務に関する情報の共有化を図り、主たる債務者が滞納した場合には、速やかに保証人へ催告し、未収金を徴収できる体制を構築された

い。

(5) 納付指導業務委託

納付指導業務委託については、主に回収が困難な債権について、活用し、一定の徴収実績を上げている。

現在、生業資金貸付金、女性福祉資金貸付金及び区営住宅使用料等において活用しているが、債権のすべてが1年以上の納付がない母子福祉応急小口資金や債務者の多くが転居し、回収が困難化する奨学資金貸付金においても導入を検討されたい。

また、特定の法律事務所との間で特命随意契約を締結しているが、競争原理の導入についても検討されたい。

(6) 債権回収マニュアルの作成

債務者間の公平性や事務処理の持続性及び統一性を図るためには、債権回収のためのマニュアルは必要である。

しかし、いずれの債権でも現在は作成されていない。

今後、債権管理委員会を中心として債権回収のためのマニュアルを作成されたい。

(7) 未収金に係る納付方法の見直し

未収金は、納期限を過ぎた債権であるため、そのすべてを一括して請求することも可能である。しかし、一括して返済できる債務者は数少なく、多くの場合は、債務者の経済状況を勘案して分納誓約をさせた上で、納付計画に基づき納付させている。ただし、その多くは、期限を定めずに月々の支払額のみを決めている。また、その後の経済状況の変化に応じて支払額を変更しているケースは少ない。そのため、返済が完了するまでに30年以上かかるケースもある。

このような長期にわたる分納は、貸付け等の根拠となる条例上予定していないものであり、債権の回収方法として適切な取扱いとは言い難い。

そこで、定期的に債務者との面談等を実施し、収入状況、生活状況の確認を行い、納付方法の見直しを実施されたい。

## IV おわりに

#### IV おわりに

今回監査対象とした債権のうち、貸付制度に伴う債権は、その原資に公金を用いているため、債権の管理及び回収には不断の努力が求められる。また、区立住宅への入居に伴い発生する債権についても、区の資産を運用していることから、滞納者に対しては、債権の回収を速やかに行うとともに、早期回収が困難な場合は、住宅の明渡しを請求するなどの迅速かつ厳正な対応が求められる。

一方、対象者の中には生活や住宅に困窮している者も少なくない。そのため、債権の回収等に当たっては、民間企業とは異なる配慮も求められる。このような事情に加え、すでに廃止されている制度に基づく残存債権については債務者の高齢化が進み、また、他の債権についても長期化する経済不況の影響で債権の回収はますます困難化している。

さらに、奨学資金貸付金については、平成 22 年度に高校授業料無償化・就学支援金支給制度が始まっており、そのあり方を検討すべき時期にあると考えられる。

以上のような状況を踏まえ、私法上の債権については、その管理や回収等に創意工夫を凝らし、より効率的、効果的な運用を図ることを期待する。

別 表 ( 1 ~ 4 )

(別表1)

監査委員による質問実施状況

質 問 日	質問事項	対 象 部 課
平成 23 年 1 月 11 日 (火)	1 私法上の債権管理の状況、 債権徴収への取組み等について  2 生業資金貸付金、女性福祉 資金貸付金及び母子福祉応急 小口資金貸付金の債権管理の 状況、債権徴収への取組み等 について	総務部契約管財課  福祉部地域福祉課 子ども家庭部子どもサー ビス課
平成 23 年 1 月 13 日 (木)	1 奨学資金貸付金の債権管理 の状況、債権徴収への取組み 等について  2 区立住宅に係る使用料等の 債権管理の状況、債権徴収へ の取組み等について	教育委員会事務局教育政 策課  都市計画部住宅課

(別表2) 監査対象債権の概要一覧

債権の名称	災害援護資金貸付金	国民健康保険高額療養費資金貸付金	一般被保険者第三者納付金	生業資金貸付金	女性福祉資金貸付金
所管課	区長室危機管理課	健康部医療保険年金課	健康部医療保険年金課	福祉部地域福祉課	子ども家庭部子どもサービス課
根拠法令等	・災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令 ・新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例 ・新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	・新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例 ・新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則	・国民健康保険法第56条及び同法第64条第1項 ・公害健康被害の補償等に関する法律第14条第2項	・旧新宿区生業資金貸付条例 ・旧新宿区生業資金貸付条例施行規則	・旧新宿区女性福祉資金貸付条例 ・旧新宿区女性福祉資金貸付条例施行規則
開始年月日	昭和49年4月1日	昭和62年4月1日	昭和34年1月1日	昭和29年7月15日	昭和50年4月1日(ただし、昭和45年に開始した東京都の婦人福祉資金貸付制度により貸し付けた債権を一部引き継いでいる。)
目的	自然災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。	新宿区国民健康保険の被保険者の療養を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	1 被保険者(被害者)が第三者に対して有する損害賠償請求権(求償権)を、保険者が被保険者から取得(代位取得)して、損害賠償義務者に求償することを目的とする。  2 公害健康被害の補償等に関する規定に基づき、保険給付費を求償することを目的とする。	一般金融機関から融資を受けることが困難な区民に対し、独立の生計を立てるため必要な生業資金を貸し付けることを目的とする。	女性に対して女性福祉資金を貸付けることにより、自立及び生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与することを目的とする。
対象	ア 対象となる災害(規模等)(条例第12条) ① 災害救助法による救助の行われる災害(法第10条) ② 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害(令第3条)  イ 受給対象者 アにより負傷又は住居、家財に被害を受けた者(条例第12条)	新宿区国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主	新宿区国保被保険者が被害者で次の要件を備えている者 ① 第三者行為による損害賠償義務者(加害者・保険会社等) ② 公害健康被害に該当する疾病分の給付分の請求先(新宿区長等)	生活保護法による(昭和25年法律第144号)による保護を受けるおそれがあるか、又は現在保護を受けている者のうちこの生業資金を借り受けることにより生活扶助を受けないで済む状態にあるもので、次の要件を備えていなければならない。 ① 区内に1年以上引き続き居住していること。 ② 主としてこの貸付金により事業の開始又は従前の事業を継続することによって生計を立てること。 ③ 事業計画が具体的、かつ实际的で直ちに事業が開始でき、又は従前の事業の継続ができること。 ④ 特別区民税を完納していること。ただし、法令により課税されなかった者は、この限りではない。 ⑤ 確実な保証人のあること。 ⑥ 生業資金貸付条例による資金及び他の同種の資金を借り受けていないこと。	① 配偶者のない女子で、現に引き続き6箇月以上東京都の区域内に居住し、かつ、新宿区に住所を有する25歳以上の者  ② 新宿区に住所を有する女子で、行動又は環境に照らし、援護及び指導を必要とする区長が認めた者
金額	【貸付限度額】 350万円	高額療養費支給予定額の90%相当額	保険給付相当分。ただし、賠償責任(過失割合)の度合いに応じて減額する。	200万円以内で必要な額の範囲内	① 事業開始資金 2,830,000円 ② 事業継続資金 1回につき1,420,000円 ③ 就職支度金 100,000円 ④ 住宅資金 1回につき1,500,000円(例外 2,000,000円) ⑤ 療養資金 270,000円(例外 430,000円) ⑥ 生活資金 月額103,000円(技能知識習得期間又は治療期間中) ⑦ 結婚資金 300,000円(婚姻するもの1人につき) ⑧ 修学資金 国公立高校 月額33,000円 私立高校 月額51,000円 国公立高専 月額66,000円 私立高専 月額84,000円 中略 ⑨ 就学支度資金 100,000円  ※金額は限度額である。



母子福祉応急小口資金貸付金	区営住宅使用料	区民住宅使用料	事業住宅使用料	区立住宅共益費	区立住宅修繕費	奨学資金貸付金
子ども家庭部子どもサービス課	都市計画部住宅課	都市計画部住宅課	都市計画部住宅課	都市計画部住宅課	都市計画部住宅課	教育委員会事務局教育政策課
・旧新宿区母子福祉応急小口資金貸付条例 ・旧新宿区母子福祉応急小口資金貸付条例施行規則	・公営住宅法 ・新宿区立住宅管理条例 ・新宿区立住宅管理条例施行規則 ・新宿区立住宅管理条例要綱	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ・新宿区立住宅管理条例 ・新宿区立住宅管理条例施行規則 ・新宿区立住宅管理条例要綱	・公営住宅法(準用) ・新宿区立住宅管理条例 ・新宿区立住宅管理条例施行規則 ・新宿区立住宅管理条例要綱	・公営住宅法 ・新宿区立住宅管理条例 ・新宿区立住宅管理条例施行規則 ・新宿区立住宅管理条例要綱	・公営住宅法 ・新宿区立住宅管理条例 ・新宿区立住宅管理条例施行規則 ・新宿区立住宅管理条例要綱	・新宿区奨学資金貸付条例 ・新宿区奨学資金貸付条例施行規則
昭和40年4月1日	昭和61年4月1日	平成4年10月1日	平成元年4月1日	区立住宅制度開始日	区立住宅制度開始日	昭和44年11月1日
配偶者のない女子であって、現に児童を扶養している者に対し、応急に必要とする小口資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図ることを目的とする。	区内に居住して住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、区民生活の安定と福祉の向上を図るために供給する住宅の使用の対価とすることを目的とする。	入居時に中堅所得者である子育て世帯の居住の用に供する良好な賃貸住宅を供給することにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって区民の定住を促進するとともに、区民生活の安定と福祉の向上を図るために供給する住宅の使用の対価とすることを目的とする。	新宿区規則で定めるまちづくり推進事業のうち、区が実施し、又は関与する事業の施行に伴い、住宅の建て替え又は除却により住宅に困窮する従前居住者のために設置する住宅で、区民生活の安定と福祉の向上を図ることのために供給する住宅の使用の対価とすることを目的とする。	電気、ガス及び上下水道の料金等のうち、使用者の共通の利益を図るために特に必要と認める費用として徴収することを目的とする。	入居者の死亡又は退去等に伴い住宅の原状回復に要する費用の全部又は一部について、入居者が負担すべき費用として徴収することを目的とする。	新宿区に居住する者で、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期過程を含む。)若しくは高等専門学校に在学し、又は入学するもののうち、成績優秀であり、かつ経済的な理由により、修学困難なものに対して、修学に必要な資金を貸し付けることにより、有用な人材を育成することを目的とする。
区内に住所を有し現に児童を扶養している配偶者のない女子であって、以下の要件を備えている者 ① 災害、疾病その他区長が定める理由※により応急に資金を必要とし、かつ、資金を外から借り受けることが困難であること。 ② 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。 ※区長が定める理由 ・災害等により、住宅又は家財に被害を受けた場合 ・本人又は同居の親族が疾病又は傷害を受け、治療に要する費用に困窮する場合 ・食糧その他の日常生活必需品の購入費用に困窮する場合 ・本人又は同居の親族の結婚、就職又は葬祭等のため支出を要する場合 ・本人又は同居の親族がやむを得ない理由により旅行するため支出を要する場合 ・その他区長が貸付を認める場合	主に以下の条件を満たしていること。 ① 区内に居住していること。 ② 世帯が独立して日常生活を営めること。 ③ 申込者及び同居し、又は同居しようとする親族が住民税を滞納していないこと。 ④ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと。 ⑤ 住宅に困っていること。 ⑥ 所得が所定の所得基準内であること。	主に以下の条件を満たしていること。 ① 区内に居住していること。 ② 世帯が独立して日常生活を営めること。 ③ 申込者及び同居し、又は同居しようとする親族が住民税を滞納していないこと。 ④ 義務教育終了以前の児童を扶養していること。 ⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと。 ⑥ 所定の所得基準を満たしていること。	主に以下の条件を満たしていること。 ① 区内に居住していること。 ② 世帯が独立して日常生活を営めること。 ③ 申込者及び同居し、又は同居しようとする親族が住民税を滞納していないこと。 ④ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと。 ⑤ 所定の所得基準を満たしていること。 ⑥ まちづくり推進事業により除却される従前住宅に引き続き2年以上居住していること。	区立住宅の使用者(退去者を含む。)	区立住宅の使用者(退去者を含む。)	次の要件を備えている者 ① 奨学金の貸付金を受ける年度の4月1日の1年前から引き続き区内に居住していること。 ② 高等学校等に在学し、又は入学するものであること。 ③ 成績優秀であり、かつ経済的な理由により修学困難であること。 ④ 同種の資金を他から借り受けていないこと。
10万円以内	家族向1万円～10万円程度及び単身者向7千円～6万円程度	6万円～16万円程度	区営住宅及び区民住宅の使用料に準ずる。	実績等をもとに算定する。	実費相当額	入学準備金 国公立 100,000円 私立 200,000円  奨学資金 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円

### (別表3) 平成21年度末未収金発生時期一覽

債権(貸付金)の種類		平成元年度 以前	平成2年度 及び3年度	平成4年度 及び5年度	平成6年度 及び7年度	平成8年度 及び9年度
1	災害援護資金貸付金	件数(件)	0	0	0	0
		金額(円)	0	0	0	0
2	国民健康保険高額療養費資金貸付金	件数(件)	0	0	0	0
		金額(円)	0	0	0	0
3	一般被保険者第三者納付金	件数(件)	0	0	0	0
		金額(円)	0	0	0	0
4	生業資金貸付金	件数(件)	94	14	49	35
		金額(円)	49,408,285	12,143,026	52,184,718	50,186,074
5	女性福祉資金貸付金	件数(件)	10	5	22	19
		金額(円)	2,975,488	389,071	2,804,908	8,054,279
6	母子福祉応急小口資金貸付金	件数(件)	11	4	7	17
		金額(円)	473,500	205,000	569,000	1,374,500
7	区営住宅使用料	件数(件)	0	0	0	25
		金額(円)	0	0	0	1,554,350
8	区民住宅使用料	件数(件)	0	0	0	28
		金額(円)	0	0	0	2,893,200
9	事業住宅使用料	件数(件)	0	0	0	0
		金額(円)	0	0	0	0
10	区立住宅共益費	件数(件)	0	0	0	40
		金額(円)	0	0	0	248,300
11	区立住宅修繕費	件数(件)	0	0	0	0
		金額(円)	0	0	0	0
12	奨学資金貸付金	件数(件)	27	8	8	9
		金額(円)	7,277,320	3,092,400	2,829,200	4,238,600
合計		件数(件)	142	31	86	94
		金額(円)	60,134,593	15,829,497	58,387,826	63,853,453

※債権は、1申請1件としている。ただし、区営住宅使用料、区民住宅使用料、事業住宅使用料及び区立住宅共益費は1か月1件とし、区立住宅修繕費は1件の発生につき1件としている。

※区営住宅使用料等について、平成16年度の未収金は平成21年度に時効期間を経過するため、その件数及び金額を括弧内に記載した。

平成10年度 及び11年度	平成12年度 及び13年度	平成14年度 及び15年度	平成16年度及び17 年度	平成18年度 及び19年度	平成20年度 及び21年度	平成21年度末 未収金の状況
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	0	0	1
0	98,000	0	0	0	0	98,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
15	9	-	-	-	-	265
16,216,998	11,846,113	-	-	-	-	234,445,784
12	7	-	-	-	-	94
1,909,675	291,550	-	-	-	-	20,384,919
4	0	-	-	-	-	53
298,000	0	-	-	-	-	3,721,500
25	78	34	6(3)	0	29	197
300,000	3,779,140	913,700	83,400(26,200)	0	749,500	7,380,090
50	156	196	26(14)	45	76	577
4,147,730	14,522,400	15,647,300	2,191,500(1,156,600)	4,560,800	5,785,800	49,748,730
3	3	7	0(-)	0	0	13
242,100	379,800	736,400	0(-)	0	0	1,358,300
76	198	198	30(15)	37	67	646
357,100	955,200	1,044,000	143,500(73,800)	209,400	292,300	3,249,800
3	4	9	4(2)	1	3	24
234,845	546,634	3,117,105	435,540(249,060)	98,100	290,650	4,722,874
15	6	10	8	0	0	97
4,684,000	1,340,500	1,274,200	578,440	0	0	27,869,460
203	462	454	74	83	175	1,967
28,390,448	33,759,337	22,732,705	3,432,380	4,868,300	7,118,250	352,979,457

(別表4) 平成22年度債権分類総括表

債権(貸付金)の種類	規則3-1-1						
	徴収努力債権						
	死亡・行方不明	時効経過(援用なし)	1年以内納付なし	納期後分割納付	納付期間後納付	納期内納付	
1 災害援護資金貸付金	-	-	-	-	-	-	
件数	0	0	0	0	0	0	
2 国民健康保険高額療養費資金貸付金	-	-	-	98,000	-	-	
件数	0	0	0	1	0	0	
3 一般被保険者第三者納付金	-	-	-	-	-	-	
件数	0	0	0	0	0	0	
4 生業資金貸付金	-	19,622,145	66,854,609	130,149,534	336,768		
件数	0	14	69	164	1		
5 女性福祉資金貸付金	-	2,627,328	12,670,912	3,131,404	18,058,218	17,134,637	
件数	0	1	19	4	26	43	
6 母子福祉応急小口資金貸付金	-	419,000	2,232,500	-	-	-	
件数	0	6	35	0	0	0	
7 区営住宅使用料	-	-	-	-	-	-	
件数	0	0	0	0	0	0	
8 区民住宅使用料	-	-	-	-	-	-	
件数	0	0	0	0	0	0	
9 事業住宅使用料	-	-	-	-	-	-	
件数	0	0	0	0	0	0	
10 区立住宅共益費	-	-	-	-	-	-	
件数	0	0	0	0	0	0	
11 区立住宅修繕費	-	-	-	-	-	-	
件数	0	0	0	0	0	0	
12 奨学資金貸付金	302,000	580,700	27,216,220	7,294,820	14,663,400	28,602,500	
件数	1	2	46	19	32	69	
総計	302,000	23,249,173	108,974,241	140,673,758	33,058,386	45,737,137	
総計(件数)	1	23	169	188	59	112	

		小計	規則3-1 -3	条例5	個別条例	消滅	総計
納期未到来	未分類		徴収停止	放棄	条例免除		
1,304,240	-	1,304,240	-	-	-	-	1,304,240
1	0	1	0	0	0	0	1
-	-	98,000	-	-	-	-	98,000
0	0	1	0	0	0		1
-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	0	0
-	-	216,963,056	-	-	7,699,795	-	224,662,851
0	0	248	0	0	10	0	258
-	-	53,622,499	-	-	-	-	53,622,499
0	0	93	0	0	0	0	93
-	-	2,651,500	720,000	-	200,000	150,000	3,721,500
0	0	41	8	0	2	2	53
-	7,407,170	7,407,170	-	-	-	-	7,407,170
0	216	216	0	0	0	0	216
-	50,432,730	50,432,730	-	-	-	-	50,432,730
0	590	590	0	0	0	0	590
-	1,239,200	1,239,200	-	-	-	-	1,239,200
0	12	12	0	0	0	0	12
-	3,243,400	3,243,400	-	-	-	-	3,243,400
0	646	646	0	0	0	0	646
-	5,348,454	5,348,454	-	-	-	-	5,348,454
0	27	27	0	0	0	0	27
45,828,000	-	124,487,640	-	-	-	-	124,487,640
60	0	229	0	0	0	0	229
47,132,240	67,670,954	466,797,889	720,000	-	7,899,795	150,000	475,567,684
61	1491	2104	8	0	12	2	2126

印刷物作成番号  
2010-4-5101

平成22年度  
行政監査結果報告書

平成23年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話(03)5273-4579 (ダイヤル)

地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。